

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**国民健康保険**

**△20年度の通知書を送付▽**

1年間の保険料は6月に決まり、6月中旬に送付する通知書で金額や計算の内訳をお知らせします。普通徴収(納付通知書や口座振替などによる納付)の保険料は、6月から来年3月まで10回の納期に分けて納めていただきます。

国保に加入している65歳以上の世帯主で一定の条件に該当する方については、10月から保険料の特別徴収(年金天引き)が始まります。該当する場合、6月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収(10月、12月、2月に支給される年金から天引き)となりますので、6月に送付する通知書でご確認ください。また、40歳～64歳の方がいる世帯には、介護分保険料を含めた金額の通知書をお送りします。

なお、世帯内で40歳になる方がいるときや、異動(加入・脱退)、所得の変動などで保険料が変わる場合には、その都度お知らせします。

**△医療費のお知らせを送付▽**

本市では、医療費の額などを記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。本年度から6月(12月～3月診療分)、今年のみ1月(3月)、10月(4月～7月診療分)、2月(8月～11月診療分)の年

3回お知らせします。

**【詳細】**区役所(1階)の保険年金課

**長寿医療(後期高齢者医療)制度**

**△通称が「長寿医療制度」になりました▽**

厚生労働省では、制度の名称を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」としました。正式名称は、「後期高齢者医療制度」のまま変更はありません。

**△保険料額のお知らせを送付▽**

1年間の保険料額のほか、保険料の納め方や納期ごとの保険料額が記載されています。また、納入通知書が送られてきた方は、銀行などで保険料を納付してください。詳しくは、6月に送付する保険料額決定通知書をご覧ください。

**△被用者保険の被扶養者であつた方の保険料▽**

後期高齢者医療制度の被保険者となる直前まで被用者保険の被扶養者であつた方は、保険料の軽減措置を受けられますが、被用者保険の保険者などにおいて、被扶養者であつたことの確認手続きが間に合わなかった場合は、初回の保険料額決定通知書には、事務スケジュール上、この軽減措置が反映されていない場合があります。北海道後期高齢者医療広域連合において、

被用者保険の被扶養者であることを確認次第、正しい保険料額を通知します。詳しくは、6月に送付する保険料額決定通知書に同封のお知らせをご覧ください。

※被用者保険とは、政府管掌健康保険や健保組合、共済組合など、サラリーマンや公務員などの健康保険のことで、市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。



**△インターネット公売▽**

市税の滞納処分で差し押さえた、絵画、ジャンボイラスト、自動二輪車をインターネットで売却。

**△公売期間 6月18日(水)午後1時～20日(金)午後0時30分。アドレス www.city.sapporo.jp/citytax/index.html**

**△不動産の公売(入札)▽**

納税指導課(ネット公売専用) ☎211-2265

**6月30日(月)は市・道民税(第1期分)の納期限です**  
固定資産税(第1期分)・軽自動車税の納付はお済みでしょうか  
納税に関するご相談は区役所納税課へ

**■不動産の公売**

種類	所在地	見積価額	公売保証金	備考
① 土地129.48平方メートル、建物(店舗住宅)331.15平方メートル	中央区北4西13	1,073.5万円	108万円	所有者使用
② 土地269.77平方メートル	南区簾舞2の2	157.3万円	16万円	空き地
③ 土地229.36平方メートル	南区簾舞2の2	128.8万円	13万円	空き地
④ 土地227.94平方メートル	南区簾舞2の2	123.1万円	13万円	空き地
⑤ 区分所有建物72.47平方メートル	清田区北野5の4	361万円	37万円	親族使用、未納
⑥ 土地361.63平方メートル、建物66.24平方メートル	白老町字北吉原	147.7万円	15万円	空家、残置動産、温泉
⑦ 土地190.5平方メートル	石狩市緑ヶ原2	88万円	9万円	空き地
⑧ 土地494平方メートル	南区簾舞2の5	390万円	39万円	空き地、要整地
⑨ 土地1,627.88平方メートル、建物103.68平方メートル	手稲区稲穂2の5	2,116.2万円	212万円	親族居住
⑩ 区分所有建物(店舗)122.74平方メートル	中央区北3西7	200万円	20万円	空室、未納、残置動産
⑪ 区分所有建物28.61平方メートル	豊平区平岸3の6	136.8万円	14万円	賃借、未納
⑫ 区分所有建物29.22平方メートル	西区琴似1の1	185.3万円	19万円	空室、未納
⑬ 区分所有建物31.03平方メートル	西区琴似1の1	155.8万円	16万円	空室、未納

※未納=管理費未納あり、賃借=賃借人あり  
**【詳細】**滞納整理課 ☎211-3077、HP

市税の滞納により差し押さえた不動産の公売です。

物件右表の通り。

7月1日(火)午後1時20分。市役所12階会議室。

※当日は印章と公売保証金が必要。中止の場合がありますので、事前にご確認ください。

**【詳細】滞納整理課 ☎(211) 3077、HP**

**△市・道民税の納税通知書を送付します▽**

6月12日(木)に本年度の納税通知書を送付します。第1期の納期限は6月30日(月)です。お近くの金融機関でお支払ってください。

**△家屋の实地調査に協力を▽**

今年、家屋(車庫・物置を含む)を新築・増築・改築した方を対象に、家屋の实地調査を行います。この調査は、

固定資産税の評価額を算出するためのものです。間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力ください。

**△バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税を減額▽**

昨年4月1日～22年3月31日に、自己負担30万円以上で、一定の要件を満たすバリアフリー改修を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。対象は65歳以上の方、要介護認定が必要支援認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅(賃貸や、そのほかの減額措置を受けているものを除く)で、工事完了後3カ月以内に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

**【詳細】**区役所(1階)の課税課

**△口座振替納付済み通知書の廃止▽**

77、HP